

セーフティネット保証8号の認定を受けられる方 (金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡)

【セーフティネット保証8号】

RCC(整理回収機構)へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業再生が可能な者を支援するための措置です。

【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次の各号に該当する方。

- (1) 株式会社整理回収機構または株式会社産業再生機構に当該申請者に対する貸付債権が譲渡(信託を含む。)されたことを確認できる書類を有していること。
- (2) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
- (3) 申請者が事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること。
- (4) 株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けているまたは株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第22条第3項に規定する支援決定を受けていること。

【必要書類】

- ① 認定書 1部(テクノプラザかつしか 経営支援係窓口にあります。)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式 または 確定申告書 2期分
- ④ 貸付債権の譲渡をした金融機関から送付された債権譲渡通知書等の写し
- ⑤ 全ての金融機関からの総借入金残高および貸付債権の譲渡をした金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等の写し
(直近の借入金残高と前年同期の借入金残高が比較できるもの。)
- ⑥ 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組み、債務の返済計画等を明確に規定した事業計画書(様式は自由。)
- ⑦ 貸付債権譲渡時の借入りに係る約定書、および当該借入りに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書の写しまたは、株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を行ったことについて産業再生機構が発出した通知の写し
(株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料、または株式会社産業再生機構法による支援決定を受けていることが分かる資料。)

【認定の面接予約】

認定を受けるには、経営相談室の面接が必要です(事前予約制)。

場所: 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか 1階

【予約・お問い合わせ先】

葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係 電話03(3838)5556

平日の午前8時30分～午後5時まで

様式第8

中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛飾区長 あて

申請者.....

住 所.....

名 称.....

代表者氏名.....

私は、下記のとおり、.....(注1)が株式会社整理回収機構(東京都千代田区丸の内3丁目4番2号)又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づき認定されるようお願いします。(注1)貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入する。

記

1.(注1)が株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添1のとおり。

2. 金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添2のとおり。 _____%(A/B)

A 年 月 日 の金融機関からの総借入金残高 _____円

B 年 月 日 (Aの前年同期を記入のこと)の金融機関からの総借入金残高 _____円

3. 当社の事業計画書(事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書)は、別添3のとおり。

4. 当社が、株式会社整理回収機構から、同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料は、別添4のとおり。

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認 定 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青木 克徳

(本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで)